

第7回 改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会における意見書

平成26年1月28日

委員 田中 伸明（日本盲人会連合）

1 「第2 基本的考え方」に関する意見

(1) 【合理的配慮の手続について】に対する意見

「合理的配慮」の提供については、当事者間において、協議により決することが原則ですが、障害者が求める配慮と、事業主が提供可能とする配慮とが相違することも考えられます。

その場合には、直ちに改正法が定める都道府県労働局長による助言・指導・勧告や、紛争調整委員会による調停手続きなどにより解決をはかるのではなく、障害特性を理解した第三者機関とも連携して、さらに、当事者間における協議・調整をはかることが適当であると考えます。

そこで、事務局提示案の【合理的配慮の手続について】の(1)(2)の各(合理的配慮の確定)の後に、以下のような内容を記載することを要望します。

なお、以下の文案は一例を示すものです。

- ・ 障害者が求める配慮と、事業主が提供し得るとする配慮とが相違し、両者間における協議が整わない場合には、当該障害者の障害特性を理解した第三者機関（ハローワーク、ジョブコーチなど）に協力を求める。
- ・ 協力を求められた第三者機関は、当該障害者がその有する能力を有効に発揮するために必要と考えられる「合理的配慮」の内容を検討し、当該障害者及び事業主に提示する。
- ・ 事業主は、提示された「合理的配慮」の実施を検討し、その実施が「加重的負担」を伴うと判断した場合には、当該障害者及び第三者機関に対して、その旨の説明を行う。
なお、この説明の際には、事業主は、① 提示された「合理的配慮」の実施に際して、利用可能な納付金制度や、公的支援の利用を検討したこと、② これらの支援を得ても、なお、事業主に「過重的負担」が伴うこと、の説明を行う。

(2) 納付金制度に対する意見

現在の納付金制度は、その種類や利用するための条件が多岐にわたり複雑で、事業主が利用しにくい状況にあると考えられます。そこで、事業主が利用しやすい納付金制度とするため、可能な範囲で助成の種類を統合し、手続きを簡略化することを要望します。

2 「第5 相談体制の整備」についての意見

事業所内に相談窓口を置くとともに、社内における周知をはかることが必要であると考えます。そして、相談窓口には、事業主が雇用する障害者の障害特性を理解する第三者機関の連絡先を備え置き、実際に相談があった場合には、円滑に連携がはかれるような体制を整備しておくことが必要であると考えます。

以上